

一 般 資 金

融 資 対 象 と な る 方	◆京都府内に事業所又は営業所があり、原則、府内で6箇月以上継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人 《中小企業者》 ◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業 ◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方 《組 合》 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等 《特定非営利活動法人》 府内に事務所を有する特定非営利活動法人 ※京都府税及び京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと
資 金 使 途 融 資 期 間 等	◆運転資金・設備資金 10年以内 ＜原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、1年以内の据置可＞ 融資期間が1年以内の場合に限り一括返済可
融 資 利 率	◆取扱金融機関が定める固定金利
融 資 限 度 額	◆有担保で2億円、無担保で8,000万円 ※ただし、保証協会の普通保証の利用可能額の範囲内
担 保 ・ 保 証 人	◆保証協会の信用保証が必要 ◆連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）
受 付 機 関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、池田泉州銀行(※1)、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫(※2)、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行(※1)、みずほ銀行(※1)、商工組合中央金庫 (※1)は京都市制度のみ、(※2)は京都府制度のみ取扱い可

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。